

## 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示  
○遊漁規則の認可 (漁業管理課) 1

## 告 示

## 高知県告示第142号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、遊漁規則を平成25年9月1日に次のとおり認可した。

平成26年3月7日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 野根川漁業協同組合 内共第501号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

野根川漁業協同組合 安芸郡東洋町野根丙1428番地1

(2) 漁業権の免許番号

内共第501号

(3) 遊漁規則の施行の日

平成25年9月1日

(4) 遊漁規則の全文

(目的)

第1条 この規則は、野根川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第501号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、あまご及びもくずがにに限る。第5条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において、友釣り、徒手採捕、ぎじ釣り、えさ釣り、ひご釣り、さお漁、はえ縄、もじ又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁具漁法	規模等
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので3個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り	野根川水系の徳島県と高知県との県境から下流の押野橋までの区域	6月1日から10月15日まで

	徒手採捕 ぎじ釣り	野根川水系の徳島県と高知県との県境から下流の区域	
	えさ釣り	野根川水系の大斗橋から下流の区域	
		野根川水系の徳島県と高知県との県境から下流の大斗橋までの区域	9月1日から 10月15日まで
うなぎ	ひご釣り さお漁 はえ縄 もじ	野根川水系の徳島県と高知県との県境から下流の区域	1月1日から 12月31日まで
あまご	きじ釣り えさ釣り		3月1日から 9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 かに籠		8月1日から 11月30日まで

（全長等の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、組合が指定する遊漁券販売所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	友釣り 徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り	3,000円	6,000円

うなぎ	ひご釣り さお漁 はえ縄 もじ		
あまご	ぎじ釣り えさ釣り		
もくずがに	徒手採捕 かに籠	設定なし	

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	魚種	1年遊漁料	
		あゆ、うなぎ及びあまご	もくずがに
一般肢体不自由者（障害者手帳による確認ができる者に限る。）		3,000円	6,000円
特に肢体の不自由な者（障害者手帳による確認ができる者に限る。） 中学生以下の者	無料		

3 前2項に規定する遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

4 遊漁者は、第1項又は第2項に規定する遊漁料のほか、かに籠1個につき500円の許可証代を別に納付しなければならない。  
（遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。

3 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

4 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。  
（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。  
（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。  
（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

2 吉良川淡水漁業協同組合 内共第502号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

吉良川淡水漁業協同組合 室戸市吉良川町乙1937番地

(2) 漁業権の免許番号  
内共第502号

(3) 遊漁規則の施行の日  
平成25年9月1日

(4) 遊漁規則の全文  
(目的)

第1条 この規則は、吉良川淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第502号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、あまご及びもくずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。  
(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、友釣り、ぎじ釣り、すくい網、えさ釣り、ずずぐり、ひご釣り、はえ縄又はうなぎ筒によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ	さで網 金突
うなぎ	金突
もくずがに	徒手採捕 かに網

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	えさ釣り	吉良川の室戸市中の川の吉良川発電所放水口前に設置されている漁場標識から下流の区域  第五種共同漁業権内共第502号に係る漁場の全区域	6月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで
	徒手採捕 友釣り きじ釣り すくい網		8月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで
	さで網		8月1日から10月15日まで
うなぎ	徒手採捕 すくい網 ずずぐり ひご釣り はえ縄 うなぎ筒		1月1日から12月31日まで
	金突		8月1日から10月15日まで
あまご	きじ釣り えさ釣り		3月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 かに網		8月1日から11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、吉良川の室戸市吉良川町の釣りの口発電用えん堤上流端から下流50メートルまで及び同市吉良川町の領地かんがい用第一ぜき上流端から領地かんがい用第二ぜき上流端の下流50メートルまでの区域においては、遊漁を行ってはならない。  
(遊漁料の額及び納付の方法等)

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、吉良川淡水漁業協同組合事務所（室戸市吉良川町乙1937番地）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 友釣り	4,000円
	ぎじ釣り すくい網 えさ釣り	
うなぎ	徒手採捕 すくい網 ずずぐり ひご釣り はえ縄 うなぎ筒	
	きじ釣り えさ釣り	

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
肢体不自由者 中学生以下の者	無料
70歳以上の者	500円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ	さで網 金突	5,000円
	うなぎ	
もくずがに	徒手採捕	

	かに網	
--	-----	--

4 前項に規定する特別遊漁料は、吉良川淡水漁業協同組合事務所（室戸市吉良川町乙1937番地）において納付しなければならない。

5 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。  
（遊漁承認証の交付等）

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

3 羽根川淡水漁業協同組合 内共第503号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1）漁業権者の名称及び住所

羽根川淡水漁業協同組合 室戸市羽根町甲877番地

（2）漁業権の免許番号

内共第503号

（3）遊漁規則の施行の日

平成25年9月1日

（4）遊漁規則の全文

（目的）

第1条 この規則は、羽根川淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第503号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ及びあまごに限る。以下同じ。）の採捕（以下

「遊漁」という。) についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、えさ釣り、ぎじ釣り、さお漁、ひご釣り、はえ縄、うなぎうえ（はこ具）又は石ぐる漁によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、同項の承認により当該水産動物の保護培養若しくは遊漁者が行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、当該承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模で行ってはならない。

漁具漁法	規模
さお釣り	1本のみとすること。
ひご釣り	1本のみとすること。
はえ縄	5本以内とすること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁（えさ釣りを除く。）	羽根川本支流の区域	6月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで
	さお漁（えさ釣りを含む。）		8月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで
		牛ヶ島頭首工から下流の羽根川本支流の区域	6月1日から7月31日まで

うなぎ	ひご釣り はえ縄 うなぎうえ（はこ具） 石ぐる漁	羽根川本支流の区域	1月1日から12月31日まで
あまご	えさ釣り ぎじ釣り	羽根川本支流の区域。ただし、羽根川支流東又川の同川最下流部から上流、黒見コハナ橋上流端から井の口橋上流端まで（羽根川支流を含む。）及び北生地区上流端（組合が指定する場所とする。）から羽根川支流東又川と羽根川支流西又川との合流点の下流の砂防えん堤まで（羽根川支流を含む。）の区域を除く。	3月1日から9月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	えさ釣り ぎじ釣り	黒見コハナ橋上流端から井の口橋上流端まで（羽根川支流を含む。）及び北生地区上流端（組合が指定する場所とする。）から羽根川支流東又川と羽根川支流西又川との合流点の下流の砂防えん堤まで（羽根川支流を含む。）の羽根川本支流の区域	3月1日から9月30日まで

4 遊漁者は、夜網、夜釣り等夜間における遊漁を行ってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、組合は、魚種、漁具漁法、区域及び期間を定めて遊漁を制限することができる。

(全長及び採捕尾数の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
あまご	全長20センチメートル以下

2 次の表の左欄に掲げる水産動物については、同表の右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚種	規模
あまご	1日につき15尾

（遊漁料の額及び納付の方法）

第6条 次の表に掲げる漁具漁法による遊漁を行う場合で、組合の遊漁証取扱所において納付するときの遊漁料の額は、同表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（1日遊漁料に限る。）の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁（さお釣りを含む。） えさ釣り	2,000円	5,000円
うなぎ	ひご釣り はえ縄 うなぎうえ（はこ具） 石ぐる漁		
あまご	えさ釣り ぎじ釣り		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	遊漁料
肢体不自由者 中学生以下の者	無料

3 第1項に規定する遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。  
（遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。
- 3 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 4 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 2 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

- 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯するものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

4 奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1）漁業権者の名称及び住所

奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10

（2）漁業権の免許番号

内共第504号

（3）遊漁規則の施行の日

平成25年9月1日

（4）遊漁規則の全文

（目的）

第1条 この規則は、奈半利川淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第504号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、あまご及びもくずがにに限る。第5条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、すくい網、しゃくり掛け、金突、ひご釣り、はえ縄、石ぐる、は具、うなぎうえ（もじ）又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。ただし、第4条第4項の規定に基づき遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第6項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

- 2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ	と網

	なげ網
--	-----

3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行ってはならない。

漁具漁法	規模等
石ぐる	縦200センチメートル以下、横180センチメートル以下のものを3個以内とすること。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので5個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。
なげ網	長さ20メートル以下、高さ0.7メートル以下のものとする。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内で行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10月1日から同月15日まで及び12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網	第五種共同漁業権内共第504号に係る漁場の全区域	6月1日から9月30日まで。ただし、さお漁のうちえさ釣り及びぎじ釣りによるもの限り、7月15日から9月30日までとする。
	しゃくり掛け	奈半利川の田野井せきから上流の区域	7月1日から9月30日まで
	金突	奈半利川の長山橋から上流の区域並びに奈半利川支流西谷川及び奈半利	8月1日から9月30日まで

		川支流野川川の区域	
	と網 なげ網	奈半利川の殿井（久府付のせき）から上流の区域	8月1日から9月30日まで。ただし、夜間を除く。
うなぎ	さお漁 ひご釣り はえ縄 は具 うなぎうえ（もじ）	第五種共同漁業権内共第504号に係る漁場の全区域	1月1日から12月31日まで
	石ぐる	奈半利川の奈半利川橋下流端から下流の区域	
あまご	さお漁	第五種共同漁業権内共第504号に係る漁場の全区域	3月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 かに籠		8月1日から11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	奈半利川の旧鉄橋跡から下流の区域	12月1日から同月31日まで

4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	フライ（毛ばり釣り） ルアー釣り	奈半利川の野川川ダム下流端から野川橋上流端までの区域	10月1日午前6時から翌年の2月末日午後6時まで

(全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものとする。

のを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、奈半利川淡水漁業協同組合事務所（安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10）において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網 しゃくり掛け 金突	3,000円	6,000円
うなぎ	さお漁 ひご釣り はえ縄 石ぐろ は具 うなぎうえ（もじ）		
あまご	さお漁		
もくずがに	徒手採捕 かに籠	設定なし	

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者	無料

肢体不自由者 70歳以上の者	2,000円
-------------------	--------

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、奈半利川淡水漁業協同組合事務所（安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10）において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める特別遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ	と網	9,000円
	なげ網	6,000円

4 前3項に規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。

5 遊漁者は、第1項又は第2項に規定する遊漁料のほか、かに籠1個につき実費相当額として組合が別に定める額の許可証代を別に納付しなければならない。

6 第4条第4項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、奈半利川淡水漁業協同組合事務所（安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10）において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める特別遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1年間）
あまご	フライ（毛ばり釣り） ルアー釣り	1,000円	3,000円

（遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。



(漁場監視員)  
 第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。  
 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。  
 (違反者に対する措置)  
 第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。  
 附 則  
 (施行期日)  
 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。  
 5 魚梁瀬淡水漁業協同組合 内共第505号 第五種共同漁業権遊漁規則  
 (1) 漁業権者の名称及び住所  
 魚梁瀬淡水漁業協同組合 安芸郡馬路村魚梁瀬10番地8  
 (2) 漁業権の免許番号  
 内共第505号  
 (3) 遊漁規則の施行の日  
 平成25年9月1日  
 (4) 遊漁規則の全文  
 (目的)  
 第1条 この規則は、魚梁瀬淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第505号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ及びあまごに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。  
 (遊漁料の納付義務)  
 第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、友釣り、ぎじ釣り、えさ釣り、しゃくり釣り、追込網、金突、はえ縄、ひご釣り、しばづけ又はうなぎうえによって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。  
 (遊漁の制限)  
 第3条 遊漁者は、前条に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。  
 (漁具漁法等の制限)  
 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り	支流西川の通称古事務所の上流500メートルから下流500メートルまでの区域及び支流東川の雁巻えん堤から上流500メートルまでの区域を除く	7月1日から10月15日まで

	えさ釣り しゃくり釣り 追込網	く第五種共同漁業権内共第505号に係る漁場の区域	8月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで
	金突		8月25日から10月15日まで
うなぎ	徒手採捕 はえ縄 ひご釣り しばづけ うなぎうえ		1月1日から12月31日まで
	金突		8月1日から8月31日まで
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り		3月1日から9月30日まで

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 次の表に掲げる漁具漁法による遊漁を行う場合で、魚梁瀬淡水漁業協同組合事務所（安芸郡馬路村魚梁瀬10番地8）において納付するときの遊漁料の額は、同表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り えさ釣り しゃくり釣り 追込網 金突	1,000円	4,000円
うなぎ	徒手採捕 金突 はえ縄 ひご釣り しばづけ うなぎうえ		

あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り		
-----	----------------------	--	--

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	遊漁料
肢体不自由者 中学生以下の者 70歳以上の者	無料

3 第1項に規定する遊漁料の1年とは、4月1日から翌年の3月31日までとする。  
(遊漁承認証の交付等)

第6条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

6 安田川漁業協同組合 内共第506号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

安田川漁業協同組合 安芸郡安田町西島372番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第506号

(3) 遊漁規則の施行の日

平成25年9月1日

(4) 遊漁規則の全文

(目的)

第1条 この規則は、安田川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第506号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、あまご及びむくずがにに限る。第5条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、すくい網、えさ釣り、しゃくり釣り、はし、ひご釣り、はえ縄、石ぐろ、うなぎうえ、ぎじ釣り又はかに籠によって遊漁を行うおうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行うおうする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ	と網 なげ網 迫込網

3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

2 遊漁者は、水中眼鏡（がんめんを含む。）を使用して遊漁を行ってはならない。ただし、中学生以下の者が次条第4項に規定する区域内及び期間内に行う遊漁については、この限りでない。

3 遊漁者は、さお漁において、棒じゃくりによる遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁具漁法	規模等
えさ釣り	アミを餌若しくはまき餌に使用し、又はえさ籠を使用しないこと。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので3個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法に

より、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10月1日から同月15日まで及び12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁	第五種共同漁業権内共第506号に係る漁場の全区域	6月1日から 9月30日まで
	すくい網	安芸郡安田町正弘の下島えん堤から下流、同町与床の平山えん堤から同町船倉の田の尻橋下流端まで、同町瀬切の島石頭首工から同郡馬路村の八間谷口まで及び安田川本流と安田川支流東川との合流点から上流の安田川本流の区域	
	えさ釣り	安芸郡安田町西島の焼山橋から同町正弘の下島えん堤まで、同町与床の平山えん堤から同町船倉の田の尻橋下流端まで、同町瀬切の島石頭首工から同郡馬路村の八間谷口まで及び安田川本流と安田川支流東川との合流点から上流の安田川本流の区域	7月15日から 9月30日まで
		安芸郡安田町西島の焼山橋から下流、同町正弘の下島えん堤から同町与床の平山えん堤まで、同町船倉の田の尻橋下流端から同町瀬切の島石頭首工まで及び同郡馬路村の八間谷口から安田川本流と安田川支流東川との合流点までの安田川本流の区域	9月1日から 同月30日まで
	しゃくり釣りと網 なげ網 追込網	安芸郡安田町西島の焼山橋から同町正弘の下島えん堤まで、同町与床の平山えん堤から同町船倉の田の尻橋下流端まで、同町瀬切の島石頭首工から同郡馬路村の八間谷口まで及び安田川本流と安田川支流東川との合流点から上流の安田川本流の区域	8月1日から 9月30日まで
うなぎ	さお漁 すくい網 は具	第五種共同漁業権内共第506号に係る漁場の全区域	1月1日から 12月31日まで

	ひご釣り はえ縄 石ぐろ うなぎうえ	
あまご	えさ釣り ぎじ釣り	3月1日から 9月30日まで
もくずがに	かに籠	8月1日から 11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、安芸郡安田町与床の平山えん堤上流端の上流50メートルから下流50メートルまで及び同町西島の焼山橋から下流170メートルまでの安田川本流の区域においては、遊漁を行ってはならない。

4 前条第3項及び第2項の規定にかかわらず、中学生以下の者は、次の表のア欄に掲げる漁具漁法により、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。

ア 漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
金突 棒じゃくり	安芸郡安田町安田の阿佐線鉄道橋から下流、同町内京坊の間内橋から同町正弘の下島えん堤まで、同郡馬路村の長瀬測水所から同村の相名北地えん堤まで及び安田川本流と安田川支流東川との合流点から同村の東川平野えん堤までの安田川本流の区域、同町小川の同川と安田川支流小川川との合流点から上流の同川の区域並びに同町内京坊の安田川支流小松川の区域	8月1日から 同月31日まで

（全長等の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
あまご	全長20センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、安田川漁業協同組合事務

所（安芸郡安田町西島372番地）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ及びあまごを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、もくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網 えさ釣り しゃくり釣り	3,000円	8,000円
うなぎ	さお漁 すくい網 は具 ひご釣り はえ縄 石ぐる うなぎうえ		
あまご	えさ釣り ぎじ釣り		
もくずがに	かに籠	設定なし	1,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	魚種	1年遊漁料	
		あゆ、うなぎ及びあまご	もくずがに
中学生以下の者 80歳以上の者		無料	無料
肢体不自由者 高校生である者 70歳から79歳までの者		4,000円	1,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、安田川漁業協同組合事務所（安芸郡安田町西島372番地）又は組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める特別遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ	と網 なげ網 追込網	10,000円

4 第1項の規定にかかわらず、前項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

5 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。

6 遊漁者は、第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料のほかに、かに籠1個につき500円の許可証代を別に納付しなければならない。

（遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。この場合において、遊漁者が80歳以上の者であるときの遊漁承認証及びもくずがにを対象とする遊漁であるときの遊漁承認証（かに籠に係る許可証を含む。）にあつては、安田川漁業協同組合事務所（安芸郡安田町西島372番地）において交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

7 芸陽漁業協同組合 内共第507号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1） 漁業権者の名称及び住所

芸陽漁業協同組合 安芸市川北甲943番地10

(2) 漁業権の免許番号

内共第507号

(3) 遊漁規則の施行の日

平成25年9月1日

(4) 遊漁規則の全文

(目的)

第1条 この規則は、芸陽漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第507号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、えさ釣り、ぎじ釣り、友釣り、よこ掛け、玉掛け（ぼん掛け）、すくい網、はえ縄、金突、さお漁、まち網、ひご釣り、石ぐろ、うなぎうえ、は具又は籠づけによって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい	と網

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

2 遊漁者は、第五種共同漁業権内共第507号に係る漁場の区域のうち安芸川及び伊尾木川の区域内においては、船舶を使用して遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁具漁法	規模等
玉掛け（ぼん掛け）	潜水漁法におけるウェットスーツの着用をしないこと。
と網	水中眼鏡、金突又は水中鉄砲（発射装置に有するもりをいう。）を併用しないこと。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法に

より、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、安芸川の区域及び伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から下流の区域に限り、12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 ぎじ釣り 友釣り	安芸川の区域及び伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から下流の区域	6月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川の春日橋から下流の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域に限り、9月30日午後5時30分までとする。
		伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から上流の区域	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで
	えさ釣り	安芸川の区域及び伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から下流の区域	8月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川の春日橋から下流の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域に限り、9月30日午後5時30分までとする。
		伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から上流の区域	8月15日午前5時から12月

			31日午後5時まで
	よこ掛け	安芸川の区域及び伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から下流の区域	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川の春日橋から下流の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域に限り、9月30日午後5時30分までとする。
	と網	安芸川の区域及び伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から下流の区域。ただし、安芸川の畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から枯井谷つり橋まで及び長河原橋から山田橋までの区域を除く。	
	玉掛け（ぼん掛け）	安芸川の区域。ただし、同川の畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から枯井谷つり橋まで及び栃の木ぜきから下流の区域を除く。	9月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで
	すくい網	安芸川の区域。ただし、同川の畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から枯井谷つり橋まで及び長河原橋から山田橋までの区域を除く。	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで。ただし、安芸川の春日橋から下流の区域に限り、9月30日午後5時30分までとする。
うなぎ	徒手採捕 すくい網 はえ縄 さお漁 まち網 ひご釣り 石ぐろ うなぎうえ は具 籠づけ	安芸川及び伊尾木川の区域	1月1日から12月31日まで

	金突		8月1日から10月15日まで
こい	徒手採捕 すくい網 はえ縄 さお漁 と網	安芸川及び伊尾木川の区域。ただし、安芸川支流江の川川の区域を除く。	1月1日から12月31日まで
	金突		8月1日から10月15日まで
あまご	徒手採捕 はえ縄 さお漁	安芸川及び伊尾木川の区域。ただし、同川の島橋ヶ谷えん堤から別役桑ノ木橋えん堤までの区域を除く。	3月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 まち網 籠づけ	安芸川及び伊尾木川の区域	8月1日から11月30日まで
	金突		8月1日から10月15日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内においては、遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	全ての漁具漁法	安芸川の春日橋から下流の区域及び伊尾木川の有ノ木橋から下流の区域。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。	12月1日から同月31日まで
	よこ掛け	安芸川の同川と安芸川支流江川川との合流点から下流の区域及び伊尾木川の発電用放水口から下流の区域	8月1日から10月15日まで
	と網	安芸川の畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から枯井谷つり橋まで及び長河原橋から山田橋までの区域並びに伊尾木川の有ノ木橋から古井西の川	

		ダムえん堤までの区域	
--	--	------------	--

4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
あゆ	と網	8月1日から10月14日までの期間内の午後7時から翌日の午前5時まで及び第2項ただし書の規定に基づき期間を延長した場合の当該期間内の午後5時から翌日の午前6時30分まで

5 第2項の規定にかかわらず、中学生以下の者は、次の表のア欄に掲げるに掲げる漁具漁法により、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。

ア 漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
金突 棒じゃくり	安芸川及び伊尾木川の区域。ただし、安芸川の畑山堂ヶ畝桑ケタビえん堤上流端から枯井谷つり橋まで及び栃の木ぜきから下流の区域並びに伊尾木川の古井西の川ダムえん堤から上流、県道黒瀬橋からツガノセかんがい用えん堤上流端まで及び発電用放水口から下流の区域を除く。	8月1日午前5時から9月30日午後5時30分まで

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、芸陽漁業協同組合事務所（安芸市川北甲943番地10）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において組合の役職員又は漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 えさ釣り ぎじ釣り 友釣り よこ掛け 玉掛け（ぼん掛け） すくい網	3,000円	8,000円
うなぎ	徒手採捕 すくい網 はえ縄		

	金突 さお漁 まち網 ひご釣り 石ぐろ うなぎうえ は具 籠づけ		
こい	徒手採捕 すくい網 はえ縄 金突 さお漁		
あまご	徒手採捕 はえ縄 さお漁		
もくずがに	徒手採捕 金突 まち網 籠づけ		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者 組合が特に承認した者	無料
肢体不自由者	2,000円
75歳以上の者	3,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ こい	と網	10,000円

4 前項に規定する特別遊漁料は、芸陽漁業協同組合事務所（安芸市川北甲943番地10）又は

組合が指定する場所において納付しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、6月1日から翌年の5月31日までとする。

（遊漁承認証の交付等）

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

8 赤野川漁業協同組合 内共第508号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1）漁業権者の名称及び住所

赤野川漁業協同組合 安芸市赤野乙44番地

（2）漁業権の免許番号

内共第508号

（3）遊漁規則の施行の日

平成25年9月1日

（4）遊漁規則の全文

（目的）

第1条 この規則は、赤野川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第508号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。第5条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とす

る。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、えさ釣り、棒じゃくり、玉じゃくり、しゃびき、金突、しゃくり掛け、ひご釣り、は具、はえ縄、まち網、石ぐる又はすくい網によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい	すくい網 と網
うなぎ	うなぎ筒
もくずがに	かに籠

3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（遊漁の制限）

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

（漁具漁法等の制限）

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁具漁法	規模等
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので3個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁	第五種共同漁業権内共第508号に係る漁場の全区域	6月1日から10月15日まで。ただし、落ちあゆを対



			象とする遊漁にあつては、赤野川の天王ダムから上流の区域において、瀬切れがしているときに限る。
	えさ釣り		7月1日から10月15日まで
	棒じゃくり 玉じゃくり しゃびき 金突	赤野川の安芸郡芸西村トビトから上流の区域	8月1日から10月15日まで
	すくい網	赤野川の大元神社下関の浦の淵から下流45メートルまでの区域を除く第五種共同漁業権内共第508号に係る漁場の区域	7月1日から10月15日まで
	と網	赤野川の大元神社下関の浦の淵から下流45メートルまでの区域を除く東赤野橋から下流の区域	
うなぎ	さお漁 ひご釣り は具 はえ縄 まち網 石ぐる すくい網	第五種共同漁業権内共第508号に係る漁場の全区域	1月1日から12月31日まで
	金突	赤野川の安芸郡芸西村トビトから上流の区域	8月1日から10月15日まで
	うなぎ筒	赤野川の安芸郡芸西村トビトから下流の区域	1月1日から12月31日まで
こい	さお漁	第五種共同漁業権内共第508号に係る漁場の全区域	1月1日から12月31日まで

	金突 しゃくり掛け	赤野川の安芸郡芸西村トビトから上流の区域	8月1日から10月15日まで
	すくい網 と網	赤野川の大元神社下関の浦の淵から下流45メートルまでの区域を除く第五種共同漁業権内共第508号に係る漁場の区域	1月1日から12月31日まで
あまご	さお漁	第五種共同漁業権内共第508号に係る漁場の全区域	3月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 すくい網 かに籠	赤野川の大元神社下関の浦の淵から上流の区域	8月1日から11月30日まで
	金突		8月1日から10月15日まで

（全長等の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、赤野川漁業協同組合事務所（安芸市赤野乙44番地）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に300円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕	2,000円	5,000円

	さお漁 えさ釣り 棒じゃくり 玉じゃくり しゃびき 金突	
うなぎ	さお漁 金突 ひご釣り は具 はえ縄 まち網 石ぐろ すくい網	
こい	さお漁 金突 しゃくり掛け	
あまご	さお漁	
もくずがに	徒手採捕 金突 すくい網	設定なし

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	魚種	1年遊漁料	
		あゆ、うなぎ及びあまご	もくずがに
中学生以下の者		無料	無料
肢体不自由者 80歳以上の者		無料。ただし、組合で該当することの確認を受けるために300円を納付すること。	5,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）

あゆ こい	すくい網 と網	5,000円
うなぎ	うなぎ筒	
もくずがに	かに網	

- 4 前項に規定する特別遊漁料は、赤野川漁業協同組合事務所（安芸市赤野乙44番地）又は組合が指定する場所において納付しなければならない。
- 5 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 6 遊漁者は、第3項に規定する特別遊漁料のほかに、かに籠1個につき500円の許可証代を別に納付しなければならない。

（遊漁承認証の交付等）

- 第7条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。
- 2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。
  - 3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
  - 4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
  - 5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

- 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

9 物部川漁業協同組合 内共第509号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1） 漁業権者の名称及び住所

物部川漁業協同組合 香美市土佐山田町山田1865番地

（2） 漁業権の免許番号

内共第509号

(3) 遊漁規則の施行の日

平成25年9月1日

(4) 遊漁規則の全文

(目的)

第1条 この規則は、物部川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。第5条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、すくい網、しゃびき、さお漁、えさ釣り、よこ掛け、玉じゃくり、は具、ひご釣り、はえ縄、つけばり、石ぐろ、うなぎうえ、ぎじ釣り又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい	と網 なげ網

3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行ってはならない。

漁具漁法	規模等
友釣り	使用するハリスの長さは20センチメートル以下、ハリの総数は4本以下とすること。
玉じゃくり と網 なげ網	水中眼鏡（がんめんを含む。）を併用しないこと。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので5個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。
なげ網	長さ23メートル以下、高さ0.75メートル以下のものとする。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、物部川の杉田えん堤から下流の区域に限り、12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 すくい網 しゃびき さお漁（友釣りを含む。）	物部川の杉田えん堤から下流の区域	5月15日から 9月30日まで
		物部川の杉田えん堤から上流の区域	7月1日から 12月31日まで
	えさ釣り	物部川の杉田えん堤から下流の区域	7月15日から 9月30日まで
		物部川の杉田えん堤から上流の区域	8月1日から 12月31日まで
	よこ掛け	物部川の統合ぜきから杉田えん堤までの区域	6月1日から 9月30日まで
		物部川の杉田えん堤から上流の区域	7月1日から 12月31日まで
玉じゃくり	物部川の杉田えん堤から上流の区域	物部川の高知工業高等専門学校前の同川左岸に設置されている標柱から同川右岸に設置されている標柱を見通した線から下流の区域	ただし書の規定に基づき延長された期間
と網	物部川の杉田えん堤から下流の区域。ただし、同川の戸板島橋から下流300メートルまで及び南国市岡西の新物部川橋の上流300メートルから下流200メートルまでの区域を除く。	7月1日から 9月30日まで。ただし、7月1日から同月31日までの期間内の夜間（午後7時30分から翌日の午前5時までの間をい	

			う。以下同じ。)を除き、物部川の戸板島橋の下流300メートルから500メートルまでの区域に限り、夜間を除く。
	物部川の杉田えん堤から上流の区域		8月1日から12月31日まで。ただし、物部川の杉田えん堤から永瀬えん堤までの区域に限り、8月1日から9月30日までの期間内の夜間を除く。
なげ網	物部川の杉田えん堤から下流の区域。ただし、同川の戸板島橋から下流300メートルまで及び南国市岡西の新物部川橋の上流300メートルから下流200メートルまでの区域を除く。		7月1日から9月30日まで。ただし、7月1日から同月31日までの期間内の夜間を除き、物部川の戸板島橋の下流300メートルから500メートルまでの区域に限り、夜間を除く。
	物部川の杉田えん堤から永瀬えん堤までの区域		8月1日から12月31日まで。ただし、8月1日から9月30日までの期間内の夜間を除く。

うなぎ	すくい網 さお漁 は具 ひご釣り はえ縄 つけばり 石ぐる うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の全区域	1月1日から12月31日まで
こい	すくい網 さお漁 と網 なげ網		
あまご	すくい網 さお漁	物部川の杉田えん堤から上流の区域	3月1日から8月31日まで
	ぎじ釣り（毛ばり釣り及びルアー釣りに限る。）	物部川の杉田えん堤から下流の区域	1月1日から12月31日まで
もくずがに	かに籠		9月1日から11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内においては、遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り ぎじ釣り	物部川の杉田えん堤から下流の区域	5月15日から同月31日まで
		物部川の香南市野市町仁尾島地先の同川右岸に設置されている標柱から同川左岸に設置されている標柱を見通した線から、同市野市町深淵地先（通称県庁堀上端）の同川右岸に設置されている標柱から同川左岸に設置されている標柱を見通した線までの区域	5月15日から8月31日まで
		物部川の香美市物部町岡ノ内の日の出橋から津々呂第1トンネル西入口	7月1日から8月31日まで

		に設置されているつり橋上流端までの区域及び物部川支流上葦生川の同川と物部川との合流点から香美市物部町安丸の安丸えん堤上流端までの区域	
あゆ あまご	友釣り えさ釣り ぎじ釣り	物部川支流横山川の香美市物部町別府落合の川口発電所取水用えん堤上流端から同市物部町別府の政ヶ谷口に設置されている漁場標識までの区域	1月1日から 12月31日まで

4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ あまご こい うなぎ もくずがに	物部川の香美市土佐山田町町田の農免橋上流端から、高知県内水面漁業調整規則（昭和44年高知県規則第36号）第29条の表に規定する同市土佐山田町町田かんがい用物部川下流統合ぜき上流端から上流左岸70メートルの点までの区域	1月1日から 12月31日まで

5 第2項の規定にかかわらず、中学生以下の者は、次の表のア欄に掲げるに掲げる魚種について、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	金突	物部川の香美市香北町日ノ御子の河川児童公園前の物部川支流日ノ御子川（河ノ内川）右岸に設置されている漁場表示柱から同川左岸に設置されている漁場表示柱を見通した線から、県道日ノ御子土佐山田の日ノ御子橋下流端までの区域	7月15日から 8月31日まで

（全長等の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下

うなぎ	全長21センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、物部川漁業協同組合事務所（香美市土佐山田町山田1865番地）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ、こい及びあまごを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、もくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 すくい網 しゃびき さお漁（友釣りを含む。） えさ釣り よこ掛け	2,000円	7,000円
うなぎ	すくい網 さお漁 は具 ひご釣り はえ縄 つけばり 石ぐる うなぎうえ		
こい	すくい網 さお漁		
あまご	すくい網 さお漁 ぎじ釣り（毛ばり釣り及びルアー釣りに限る。）		
あゆ	玉じゃくり	設定なし	

もくずがに	かに籠	3,000円
-------	-----	--------

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	魚種	1年遊漁料	
	あゆ、うなぎ、こい及びあまご	もくずがに	
中学生以下の者 80歳以上の者 組合が特に承認した者	無料	無料	
肢体不自由者 70歳から79歳までの者	3,000円	1,500円	

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ こい	と網 なげ網	11,000円

4 前項に規定する特別遊漁料は、物部川漁業協同組合事務所（香美市土佐山田町山田1865番地）又は組合が指定する場所において納付しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。

7 遊漁者は、第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料のほかに、かに籠1個につき500円の許可証代を別に納付しなければならない。

（遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならな

い。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、又は漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

10 嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1） 漁業権者の名称及び住所

嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地

（2） 漁業権の免許番号

内共第510号

（3） 遊漁規則の施行の日

平成25年9月1日

（4） 遊漁規則の全文

（目的）

第1条 この規則は、嶺北漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、友釣り、すくい網、えさ釣り、ぎじ釣り、しゃびき、しゃくり、さお漁、金突、は具、ひご釣り、はえ縄、一本づけ、うなぎうえ又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい あまご	と網 なげ網

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければな

らない。

（遊漁の制限）

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

（漁具漁法等の制限）

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行ってはならない。

漁具漁法	規模等
しゃくり	水中眼鏡を併用し、又は棒しゃくりを使用しないこと。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので5個以内とすること。
なげ網	長さ20メートル以下、高さ0.7メートル以下のものとする。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 友釣り すくい網	吉野川本流の徳島県及び高知県の県境から吾川郡いの町高藪の高藪えん堤までの区域	6月1日午前5時から12月31日午後5時まで
		吉野川支流の区域	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで
	えさ釣り ぎじ釣り	吉野川本流の徳島県及び高知県の県境から吾川郡いの町高藪の高藪えん堤までの区域	6月1日午前5時から12月31日午後5時まで
		吉野川本流の徳島県及び高知県の県境から吾川郡いの町高藪の高藪えん堤までの区域	6月1日午前5時から12月31日午後5時まで
しゃびき しゃくり		吉野川本流の徳島県及び高知県の県境から吾川郡いの町高藪の高藪えん堤までの区域	6月1日午前5時から12月31日午後5時まで
		吉野川支流の区域。ただし、吉野川支流地蔵寺川支流穴郷川の土佐郡土	7月1日午前5時から12月

佐町東石原のこうさき橋の上流100メートルに設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く。

31日午後5時まで。ただし、吉野川支流穴内川の長岡郡大豊町中村大王のJ R大杉駅前の大杉大橋から同町杉の道の駅大杉前に設置されている漁業標識までの区域、吉野川支流立川川と同町川口の同川と吉野川本流との合流点から同町平瀬の野竹橋までの区域、吉野川支流地蔵寺川の土佐郡土佐町中島の同川と吉野川本流との合流点から同町と長岡郡本山町との境界の常磐橋までの区域及び吉野川支流汗見川の同町寺家の同川と吉野川本流との合流点から同町吉野の吉野ぜきまでの区域に限り、9月1日午前零時から12月31日午後5時までとする。

と網  
なげ網

吉野川本流の徳島県及び高知県の県境から吾川郡いの町高藪の高藪えん

6月15日午前5時から12月

			<p>堤までの区域。ただし、同川の長岡郡大豊町東土居の同川と吉野川支流南小川との合流点から豊永大橋までの区域を除く。</p>	<p>31日午後5時まで。ただし、吉野川本流の長岡郡本山町寺家の吉野川支流汗見川川口に設置されている漁業標識から対岸の土佐郡土佐町田井に設置されている漁業標識を見通す線から早明浦えん堤までの区域に限り7月15日午前5時から12月31日午後5時までと、吉野川本流の同郡大川村上小南川の高藪発電所から吾川郡いの町高藪の高藪えん堤までの区域に限り8月1日午前5時から12月31日午後5時までとする。</p>				<p>されている漁業標識までの区域、吉野川支流立川川の同町川口の同川と吉野川本流との合流点から同町平瀬の野竹橋までの区域、吉野川支流地藏寺川の土佐郡土佐町中島の同川と吉野川本流との合流点から同町と長岡郡本山町との境界の常磐橋までの区域及び吉野川支流汗見川の同町寺家の同川と吉野川本流との合流点から同町吉野の吉野ぜきまでの区域に限り、9月1日午前零時から12月31日午後5時までとする。</p>
		<p>吉野川支流の区域。ただし、吉野川支流立川川の長岡郡大豊町一の瀬の金五郎橋から上流の区域及び吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流100メートル設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く。</p>	<p>7月15日午前5時から12月31日午後5時まで。ただし、吉野川支流穴内川の長岡郡大豊町中村大王のJR大杉駅前の大杉大橋から同町杉の道の駅大杉前に設置</p>	<p>うなぎ</p>	<p>すくい網 さお漁 金突 は具 ひご釣り はえ縄 一本づけ うなぎうえ</p>	<p>第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の全区域</p>	<p>1月1日から12月31日まで。ただし、金突によるもの限り、8月1日午前5時から10月15日午後5時30分までとする。</p>	
				<p>こい</p>	<p>すくい網 さお漁 金突</p>			



	と網 なげ網		
あまご	しゃくり	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域及び吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流100メートルに設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	7月1日から 8月31日まで
	さお漁	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域を除く第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	3月1日から 8月31日まで
	すくい網 と網 なげ網	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域、吉野川支流立川川の大豊町一の瀬の金五郎橋から上流の区域及び吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流100メートルに設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	
もくずがに	徒手採捕 かに籠	第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の全区域	8月1日から 11月30日まで

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、嶺北漁業協同組合事務所（長岡郡本山町本山530番地）又は組合の地区連絡所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 友釣り すくい網 えさ釣り ぎじ釣り	3,000円	5,000円

	しゃびき しゃくり		
うなぎ	すくい網 さお漁 金突 は具 ひご釣り はえ縄 一本づけ うなぎうえ		
こい	すくい網 さお漁 金突		
あまご	すくい網 しゃくり さお漁		
もくずがに	徒手採捕 かに籠		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	遊漁料
中学生以下の者 75歳以上の者 身体障害者で組合が特に承認したもの	無料

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1年）
あゆ こい あまご	と網 なげ網	4,000円	7,000円

4 前項に規定する特別遊漁料は、嶺北漁業協同組合事務所（長岡郡本山町本山530番地）において納付しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項

に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

6 第1項又は第3項に規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

（遊漁承認証の交付等）

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

11 いの町本川漁業協同組合 内共第511号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1）漁業権者の名称及び住所

いの町本川漁業協同組合 吾川郡いの町戸中81番地4

（2）漁業権の免許番号

内共第511号

（3）遊漁規則の施行の日

平成25年9月1日

（4）遊漁規則の全文

（目的）

第1条 この規則は、いの町本川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第511号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい及びあまごに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、友釣り、ぎじ釣り又はえさ釣りによって遊漁

を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域（第4条第2項の表に規定する区域に限る。）内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り（フライ及び毛ぼり釣りを含む。） えさ釣り

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（遊漁の制限）

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

（漁具漁法等の制限）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り	中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域及び白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域を除く第五種共同漁業権内共第511号に係る漁場の区域	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで
こい	徒手採捕 えさ釣り	中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域、白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域及び桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域を除く第五種共同漁業権内共第511号に係る漁場の区域	1月1日から12月31日まで
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り	中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域、白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域及び桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域を除く第五種共同漁業権内共第511号に係る漁場の区域	3月1日から9月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域内においては、1日につき10尾を超えて採捕してはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	徒手採捕	桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第	1月1日から

ぎじ釣り えさ釣り	1 えん堤までの区域	12月31日まで
	白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域	2月16日から 11月30日まで
ぎじ釣り（フライ及び毛ばり釣りに限る。）	中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域（フライ及び毛ばり釣りの専用区とする。）	

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り	2,000円	5,000円
こい	徒手採捕 えさ釣り		
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	遊漁料
肢体不自由者 中学生以下の者 75歳以上の者	無料

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める特別遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。ただし、中学生以下の者に係る特別遊漁料の額については、同表中「3,500円。ただし、2日以上連続して遊漁を行う場合の2日目以降にあっては、2,000円とする。」とあるのは、「1,500円」と読み替えるものとする。

魚種	漁具漁法	区域	特別遊漁料（1日）
----	------	----	-----------

あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り	桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域	2,000円
		白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域	3,500円
	ぎじ釣り（フライ及び毛ばり釣りに限る。）	中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域（フライ及び毛ばり釣りの専用区とする。）	3,500円。ただし、2日以上連続して遊漁を行う場合の2日目以降にあっては、2,000円とする。

4 第1項に規定する遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

（遊漁承認証の交付等）

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。

3 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

4 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する衣服を着用するものとする。

（違反者に対する措置）

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

12 鏡川漁業協同組合 内共第512号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1） 漁業権者の名称及び住所

鏡川漁業協同組合 高知市鏡川町字カツラ原104番地2地先

（2） 漁業権の免許番号

内共第512号

（3） 遊漁規則の施行の日

平成25年9月1日  
 (4) 遊漁規則の全文  
 (目的)

第1条 この規則は、鏡川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第512号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。第5条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、友釣り、ぎじ釣り、えさ釣り、しゃくり漁、徒手採捕、すくい網、金突（つんがけを含む。）、玉掛け、ひご釣り、さお漁、は具、うなぎうえ、はえ縄、石ぐる又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい	と網 なげ網 大正網

3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（遊漁の制限）

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

（漁具漁法等の制限）

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行ってはならない。

漁具漁法	規模等
友釣り	使用するハリスの長さは20センチメートル以下、ハリの総数は4本以下とすること。
ぎじ釣り	ぎじバリ以外のハリを使用しないこと。
えさ釣り	赤アミ、川アミ、集魚剤、あゆ養殖用餌料及びアンドンを使用しないこと。
しゃくり漁	6月1日から7月31日までの間は、顔面に密着する箱ピンを使用しないこと。

玉掛け	使用するハリの総数は、4本以下とし、直径4センチメートル以下のイカリバリとすること。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので3個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する漁具標識を付けること。
と網	網口周囲37.5メートル以下、網目28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこと及び鏡川本流の朝倉ぜきから上流の区域においては船舶を、朝倉ぜきから柳原橋までの区域においては船外機を使用しないこと。
なげ網	高さ75センチメートル以下、浮子側の長さ26メートル以下、網目28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこと及び鏡川本流の朝倉ぜきから上流の区域においては船舶を、朝倉ぜきから柳原橋までの区域においては船外機を使用しないこと。
大正網	高さ70センチメートル以下、浮子側の長さ10メートル以下、網目28ミリメートル以上（12節以下）のものとし、しゃくり漁、金突（つんがけを含む。）又は玉掛けを併用しないこと及び鏡川本流の朝倉ぜきから上流の区域においては船舶を、朝倉ぜきから柳原橋までの区域においては船外機を使用しないこと。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り ぎじ釣り 徒手採捕 すくい網	鏡川本流の鏡多目的えん堤から下流の区域。ただし、鏡川支流吉原川の小川口合流点上流標識から上流の区域を除く。	6月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
		鏡川本流の鏡多目的えん堤から上流の区域	7月1日から12月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。

		鏡川支流吉原川の小川口合流点上流標識から上流の区域	7月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。			支流的淵川の畑川ぜきからシマダぜきまでの区域を除く。	まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
	えさ釣り	鏡川本流のカジャ下から下流の区域。ただし、同川の廓中ぜき下及び真土場を除く。	8月1日から10月15日まで及び同月1日から同月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。			鏡川支流吉原川の小川口合流点下流標識から下流及びアオギの淵からミヤノえん堤までの区域並びにジャドウの淵並びに鏡川支流的淵川の畑川ぜきからシマダぜきまで及び牛鬼下流標識から城の平橋までの区域	8月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
	しゃくり漁 玉掛け と網 なげ網	鏡川本流の鏡多目的えん堤から下流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から城の平橋までの区域(鏡川支流吉原川の区域を含む。)並びに天ヶ滝、大淵、廓中ぜき下及び真土場を除く。	6月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。		金突(つんがけを含む。)	鏡川本流の江のロぜきから上流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から牛鬼まで及び同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに鏡川支流吉原川の小川口合流点を除く。	8月1日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
		鏡川本流の鏡多目的えん堤から上流の区域。ただし、同川の同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域を除く。	7月1日から12月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。			鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域	9月16日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
		鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域	9月16日から12月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。		大正網	鏡川本流の江のロぜきから牛鬼下流標識までの区域。ただし、同川の本ヶ滝及び大淵を除く。	8月1日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
		鏡川支流吉原川の小川口合流点上流標識から上流の区域。ただし、同川のアオギの淵からミヤノえん堤までの区域及びジャドウの淵並びに鏡川	7月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日	うなぎ	すくい網 ひご釣り さお漁 は具 うなぎうえ はえ縄 石ぐろ	第五種共同漁業権内共第512号に係る漁場の全区域	3月1日から10月15日まで
					金突	鏡川本流の江のロぜきから上流の区	8月1日から

		域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から牛鬼まで及び同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに鏡川支流吉原川の小川口合流点を除く。	10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
		鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域	9月16日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
こい	すくい網 さお漁 と網 なげ網	第五種共同漁業権内共第512号に係る漁場の全区域	1月1日から12月31日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
	金突	鏡川本流の江の口ぜきから上流の区域。ただし、同川の鏡多目的えん堤から牛鬼まで及び同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域並びに天ヶ滝及び大淵並びに鏡川支流吉原川の小川口合流点を除く。	8月1日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
		鏡川本流の同川と東川川との合流点から鏡川本流と重倉川との合流点までの区域	9月16日から10月15日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
あまご	さお漁	第五種共同漁業権内共第512号に係る漁場の全区域	3月1日から9月30日まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。
もくずがに	徒手採捕 かに籠		8月1日から11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ あまご こい うなぎ もくずがに	鏡川本流の鏡多目的えん堤上流端から下流306メートルまで、朝倉ぜき上流端の上流15メートルから下流30メートルまで、江の口ぜき上流端の上流15メートルから下流33メートルまで、鏡川ぜき上流端の上流15メートルから下流30メートルまで及び廊中ぜき上流端の上流15メートルから下流30メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで

4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。ただし、当該区域については、組合が標識により標示するものとする。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	鏡川本流の鏡多目的えん堤から弘瀬橋までの区域内において産卵保護のため組合が別に定める区域	9月16日から12月31日までの間において組合が別に定める期間
	鏡川本流の廊中ぜき下から下流の区域内において産卵保護のため組合が別に定める区域	12月1日から同月31日までの間において組合が別に定める期間

（全長等の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
あまご	全長10センチメートル以下

もくずがに	甲幅5センチメートル以下
-------	--------------

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、鏡川漁業協同組合事務所（高知市鏡川町字カツラ原104番地2地先）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1日遊漁料にあつては300円を、1年遊漁料にあつては1,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	友釣り ぎじ釣り えさ釣り 徒手採捕	3,000円	6,000円
	しゃくり漁 すくい網 金突（つんがけを含む。） 玉掛け	設定なし	
うなぎ	すくい網 金突 ひご釣り さお漁 は具 うなぎうえ はえ縄 石ぐろ	設定なし	6,000円
こい	金突	3,000円	6,000円
	すくい網 さお漁		
あまご	さお漁	3,000円	6,000円
もくずがに	徒手採捕 かに籠	設定なし	6,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

魚種	1年遊漁料
----	-------

遊漁者	あゆ、うなぎ、こち、あまご及びもくずがに（かに籠による遊漁を行う場合を除く。）	もくずがに（かに籠による遊漁を行う場合に限る。）
中学生以下の者	無料	無料
肢体不自由者 高校生である者 70歳以上の者	3,000円	6,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ こい	と網 なげ網 大正網	7,000円

- 前2項に規定する遊漁料又は特別遊漁料は、鏡川漁業協同組合事務所（高知市鏡川町字カツラ原104番地2地先）又は組合が指定する場所において納付しなければならない。
- 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。
- 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、6月1日から翌年の5月31日までとする。
- 遊漁者は、第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料のほかに、かに籠1個につき500円の漁具標識代を別に納付しなければならない。
- 遊漁者は、すくい網、と網、なげ網又は大正網による遊漁を行う場合において、船舶を使用するときは、第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料のほかに、1隻につき2,000円を別に納付しなければならない。
- 組合は、資源の保護増殖のための調査研究又は漁業振興のためのイベントに係る者については、第1項から第3項まで及び前2項に規定する遊漁料、特別遊漁料、漁具標識代等を減免することができる。  
（遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

- 組合は、第2条第1項又は第2項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。
- 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。
- 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。  
（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適切な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならな

い。

2 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

13 仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地5

(2) 漁業権の免許番号

内共第513号

(3) 遊漁規則の施行の日

平成25年9月1日

(4) 遊漁規則の全文

(目的)

第1条 この規則は、仁淀川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、すくい網、しゃびき、は具、ひご釣り、石ぐろ、はえ縄、うなぎうえ又はかに籠（えさ籠）によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。ただし、第4条第5項の規定に基づき遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第4項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい あまご	と網 なげ網 大正網

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

2 遊漁者は、水中眼鏡（がんめんを含む。）を使用して遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする同表のイ欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表のウ欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 規模等
あゆ	なげ網	高さ0.85メートル以下、浮子側長30メートル以下のもので、1統のみとすること及び日没から日の出までの間は、使用しないこと。
	大正網	高さ0.8メートル以下、浮子側長15メートル以下のもので、1統のみとすること及び日没から日の出までの間は、使用しないこと。
もくずがに	かに籠（えさ籠）	高さ0.3メートル以下、幅0.6メートル以下、長さ1メートル以下のもので5個以内とし、かに籠（えさ籠）ごとに組合が発行する漁具標識を付けること。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10月1日から同月15日までの間において当該期間を延長し、又は12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで（仁淀川本流の高岡郡越知町野老山の発電用えん堤から上流の区域並びに仁淀川支流坂折川、仁淀川支流柳瀬川、仁淀川支流上八川川及び仁淀川支流勝賀瀬川の区域にあっては、12月1日午前6時30分から同月31日午後5時まで）の間において当該期間を追加することができるものとし、延長し、又は追加した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁（えさ釣りを除く。） すくい網（たも網を含む。） しゃびき	仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から下流及び同町長屋の発電用えん堤から下流の区域	6月1日午前5時から9月30日午後5時30分まで
		仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から上流及び同町長屋の発電用えん堤から上流の区域	6月1日午前5時から12月31日午後5時まで



	と網 なげ網 大正網	仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から下流及び同町長屋の発電用えん堤から下流の区域	6月15日午前5時から9月30日午後5時30分まで
		仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から上流及び同町長屋の発電用えん堤から上流の区域	6月15日午前5時から12月31日午後5時まで
うなぎ	さお漁 すくい網（たも網を含む。） は具 ひご釣り 石ぐろ はえ縄 うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の全区域	1月1日から12月31日まで
こい	さお漁 すくい網（たも網を含む。） と網		
あまご	さお漁 すくい網（たも網を含む。） と網 なげ網 大正網	仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町清水上分の程野2号線橋から同町清水上分の四国電力分水第1発電所橋までの区域を除く第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の区域	3月1日午前5時から9月30日午後5時まで
もくずがに	徒手採捕 ひご釣り かに籠（えさ籠）	第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の全区域	8月1日から11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内においては、遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	全ての漁具漁法	仁淀川本流の同川右岸の八田ぜき上流端の下流150メートルに設置されている標識と同川左岸の八田ぜき上	12月1日から同月31日まで

		流端の下流170メートルに設置されている標識とを直線で結んだ線から同川と仁淀川支流波介川との合流点までの区域。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。	
あゆ こい あまご	と網 なげ網 大正網	仁淀川本流の吾川郡仁淀川町大渡の発電所放水口の第1号漁場標識から同町の上仁淀橋下流端の第2号漁場標識まで、同川と中津川右岸との合流点の第1号漁場標識から同町崎ノ山地先に設置されている第2号漁場標識まで、仁淀川本流と池川川右岸との合流点の第1号漁場標識から同町大崎地先に設置されている第2号漁場標識まで、同町蕨谷地先に設置されている第1号漁場標識から同町加枝の加枝発電所放水口の第2号漁場標識まで、高岡郡越知町鎌井田本村の沈下橋の上流に設置されている鎌井田第1号漁場標識から同沈下橋の下流に設置されている鎌川田第2号漁場標識まで、吾川郡いの町勝賀瀬の勝賀瀬バス停階段上部降り口から対岸に設置されている勝賀瀬第1号漁場標識を見通す線から同町勝賀瀬の勝賀瀬警報所鉄塔から対岸に設置されている勝賀瀬第2号漁場標識を見通す線まで、同町の仁淀川橋上流端から同町のJR鉄橋下流端まで及び仁淀川本流と坂折川左岸との合流点の第1号漁場標識から仁淀川本流と柳瀬川左岸との合流点の第2号漁場標識までの区域、仁淀川支流上八川川の同町の唐越谷口の第1号漁場標識から同町の約束田の渡しの第2号漁場標識までの区域並びに仁淀川支流柳瀬川の高岡郡郡佐川町の春日川第1鉄橋下流端の第1号漁場標識から同町の湯山加動ぜき下流端の第2号漁場標識までの区域	1月1日から12月31日まで
あゆ	徒手採捕を除く全て	仁淀川本流の吾川郡いの町柳瀬本村	6月1日午前

こい あまご もくずがに	の漁法	の柳瀬橋の上流200メートルの右岸及び左岸に設置されている第1号漁場標識から下流1キロメートルの高岡郡日高村滝ノ宮の右岸及び左岸に設置されている第2号漁場標識まで並びに同郡越知町黒瀬の右岸及び左岸に設置されている第1号漁場標識から下流1.5キロメートルの同町黒瀬の右岸及び左岸に設置されている第2号漁場標識までの区域	5時から9月15日午後5時まで
--------------------	-----	--	-----------------

4 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、当該期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	と網 なげ網 大正網	仁淀川本流の吾川郡仁淀川町大渡の発電所放水口の第1号漁場標識から同町の上仁淀橋下流端の第2号漁場標識までの区域	12月1日午前6時30分から同月31日午後5時までの間において組合が別に定める期間
		仁淀川本流の同川と中津川右岸との合流点の第1号漁場標識から同町崎ノ山地先に設置されている第2号漁場標識まで、仁淀川本流と池川右岸との合流点の第1号漁場標識から同町大崎地先に設置されている第2号漁場標識まで、同町蘇谷地先に設置されている第1号漁場標識から同町加枝の加枝発電所放水口の第2号漁場標識まで、高岡郡越知町鎌井田本村の沈下橋の上流に設置されている鎌井田第1号漁場標識から同沈下橋の下流に設置されている鎌川田第2号漁場標識まで、吾川郡いの町勝賀瀬の勝賀瀬バス停階段上部降り口から対岸に設置されている勝賀瀬第1号漁場標識を見通す線から同町勝賀瀬の勝賀瀬警報所鉄塔から対岸に設置されている勝賀瀬第2号漁場標識を見通す線まで、同町の仁淀川橋	12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時までの間において組合が別に定める期間

		上流端から同町のJR鉄橋下流端まで及び仁淀川本流と坂折川左岸との合流点の第1号漁場標識から仁淀川本流と柳瀬川左岸との合流点の第2号漁場標識までの区域、仁淀川支流上八川川の同町の唐越谷口の第1号漁場標識から同町の約束田の渡しの第2号漁場標識までの区域並びに仁淀川支流柳瀬川の高岡郡郡佐川町の春日川第1鉄橋下流端の第1号漁場標識から同町の湯山加動ぜき下流端の第2号漁場標識までの区域	
--	--	---	--

5 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	フライ（毛ばり釣り） ルアー釣り	仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町清水上分の程野2号線橋から同町清水上分の四国電力分水第1発電所橋までの区域	3月1日午前5時から9月30日午後5時まで
		仁淀川支流上八川川支流小川川の吾川郡いの町の同川と高樽川との合流点から仁淀川支流上八川川支流小川川と仁淀川支流上八川川との合流点までの区域及び仁淀川支流上八川川の本川と仁淀川支流上八川川支流小川川との合流点から下八川第4発電所放水口までの区域	10月1日午前6時から翌年の2月末日午後6時まで

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町4055番地5）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、あまご又はもくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁	2,000円	8,000円

	すくい網（たも網を含む。） しゃびき		
うなぎ	さお漁 すくい網（たも網を含む。） は具 ひご釣り 石ぐろ はえ縄 うなぎうえ		
こい	さお漁 すくい網（たも網を含む。）		
あまご	さお漁 すくい網（たも網を含む。）		5,000円
もくずがに	徒手採捕 ひご釣り かに籠（えさ籠）	設定なし	5,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者	無料
肢体不自由者（障害者手帳等による確認ができる者に限る。） 75歳以上の者（運転免許証等による確認ができる者に限る。）	4,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町4055番地5）又は組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）

あゆ こい あまご	と網 なげ網 大正網	10,000円
-----------------	------------------	---------

4 第4条第5項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町4055番地5）又は組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

区域	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1期間）
仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町清水上分の程野2号線橋から同町清水上分の四国電力分水第1発電所橋までの区域	3,500円（前3項に規定する遊漁料若しくは特別遊漁料を納付した者又は中学生以下の者にあっては、1,500円）	設定なし
仁淀川支流上八川川支流小川川の吾川郡いの町の同川と高樽川との合流点から仁淀川支流上八川川支流小川川と仁淀川支流上八川川との合流点までの区域及び仁淀川支流上八川川の同川と仁淀川支流上八川川支流小川川との合流点から下八川第4発電所放水口までの区域	1,000円	3,000円

5 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、6月1日から翌年の5月31日までとする。

6 遊漁者は、第1項又は第2項に規定する遊漁料のほかに、かに籠（えさ籠）1個につき300円の漁具標識代を別に納付しなければならない。  
（遊漁承認証の交付等）

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

## (漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する標識を着けるものとする。

## (違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

## 14 新莊川漁業協同組合 内共第514号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

新莊川漁業協同組合 須崎市西町一丁目14番地2

(2) 漁業権の免許番号

内共第514号

(3) 遊漁規則の施行の日

平成25年9月1日

(4) 遊漁規則の全文

## (目的)

第1条 この規則は、新莊川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第514号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい及びもくずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

## (遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、えさ釣り、ぎじ釣り、さお漁、徒手採捕、すくい網、はえ縄、うなぎうえ、石ぐる又はもくずがに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ	と網 なげ網 大正網 引掛け 玉掛け

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

## (遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

## (漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行ってはならない。

漁具漁法	規模等
うなぎうえ	10個以内とすること。
石ぐる	底部の直径150センチメートル以下のものとする。
もくずがに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が140センチメートル以下のもので5個以内とすること。
と網	円周38メートル以下、網目の大きさ23ミリメートル以上のものとする。
なげ網	浮子たけ23メートル以下、高さ0.7メートル以下、網目の大きさ23ミリメートル以上で、袋部のないものとする。
大正網	浮子たけ11メートル以下、高さ0.7メートル以下、網目の大きさ23ミリメートル以上のものとする。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	えさ釣り	第五種共同漁業権内共第514号に係る漁場の全区域	7月1日から10月15日までの午前5時から午後6時30分（10月15日にあつては、午後5時30分）まで
	ぎじ釣り さお漁 徒手採捕		5月15日から10月15日までの午前5時か

	すくい網		ら午後6時30分（10月15日 にあつては、 午後5時30 分）まで
	と網 なげ網		7月1日から 10月15日ま での午前5時 から午後6時 30分（10月 15日）にあ つては、午 後5時30分 まで
	大正網 引掛け 玉掛け	新莊川の須崎市上分の落合橋下流端 から上流の区域	ら午後6時30分（10月15日 にあつては、 午後5時30 分）まで
うなぎ	さお漁 は具 はえ縄 うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第514号に係 る漁場の全区域	1月1日から 12月31日まで
	石ぐる	新莊川の新莊川橋から下流の区域	
こい	さお漁	第五種共同漁業権内共第514号に係 る漁場の全区域	
もくずがに	徒手採捕 もくずがに籠		8月1日から 11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	新莊川の高保木せき下流端から新莊川JR鉄橋上流端までの区域	12月1日から 同月31日まで

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、新莊川漁業協同組合事務所（須崎市西町一丁目14番2号）、新莊川漁業協同組合上分支部（須崎市上分運越）、新莊川漁業協同組合葉山東支部（高岡郡葉山村姫野々）又は新莊川漁業協同組合葉山西支部（高岡郡葉山村杉ノ川）において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	えさ釣り ぎじ釣り さお漁 徒手採捕 すくい網	2,000円	7,000円
うなぎ	さお漁 は具 はえ縄 うなぎうえ 石ぐる		
こい	さお漁		
もくずがに	徒手採捕 もくずがに籠		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者 組合が特に承認した者	無料
70歳以上の者	5,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ	と網 なげ網 大正網	11,000円
	引掛け 玉掛け	7,000円

4 前項に規定する特別遊漁料は、新莊川漁業協同組合事務所（須崎市西町一丁目14番2号）において納付しなければならない。

5 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31

日までとする。

（遊漁承認証の交付等）

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

15 四万十川上流淡水漁業協同組合 内共第515号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1）漁業権者の名称及び住所

四万十川上流淡水漁業協同組合 高岡郡四万十町榊山町7番12号

（2）漁業権の免許番号

内共第515号

（3）遊漁規則の施行の日

平成25年9月1日

（4）遊漁規則の全文

（目的）

第1条 この規則は、四万十川上流淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第514号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ及びあまごに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、すくい網、しゃくり漁、金突、うなぎもじ、うばしはさみ又ははえ縄によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ	と網 なげ網 大正網
あまご	と網 なげ網

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（遊漁の制限）

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

（漁具漁法等の制限）

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行ってはならない。

漁具漁法	規模等
すくい網	網口の周囲2メートル以下のものとする。
うなぎもじ	15個以内とする。
と網	網口の周囲25メートル以下のものとする。
なげ網	網の長さ20メートル以下、高さ0.7メートル以下のものとする。及び日没から日の出までの間は、使用しないこと。
大正網（たたき網を含む。）	網の長さ20メートル以下、高さ0.7メートル以下とし、補助員1名以内とする。及び日没から日の出までの間は、使用しないこと。
すくい網 と網 なげ網 大正網	水中眼鏡、金突又は水中鉄砲（発射装置に有するもりをいう。）を併用しないこと。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10月16日から11月30日までの間にお

いて当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁 しゃくり漁	第五種共同漁業権内共第515号に係る漁場の全区域	5月15日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、潜水眼鏡を使用するしゃくり漁によるもの限り、8月1日から10月15日までとする。
	すくい網 と網 なげ網 大正網		7月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで
	金突（つんじゃくりを含む。）		8月1日から10月15日まで
うなぎ	徒手採捕 さお漁 うなぎもじ うばしはさみ はえ縄		1月1日から12月31日まで
	金突		8月1日から10月15日まで
あまご	徒手採捕 さお漁		3月1日から9月30日まで
	と網 なげ網		7月1日から9月30日まで

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、四万十川上流淡水漁業協同組合事務所（高岡郡四万十町榊山町7番12号）又は組合が指定する場所において納付する

ときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網 しゃくり漁 金突（つんじゃくりを含む。）	2,000円	8,000円
うなぎ	徒手採捕 さお漁 うなぎもじ うばしはさみ はえ縄 金突		
あまご	徒手採捕 さお漁		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者 80歳以上の者	無料
肢体不自由者	3,000円
70歳から79歳までの者	4,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1年）
あゆ	と網 なげ網 大正網	4,000円	11,000円
あまご	と網		

	なげ網		
--	-----	--	--

- 4 前2項に規定する遊漁料又は特別遊漁料は、四万十川上流淡水漁業協同組合事務所（高岡郡四万十町神山町7番12号）又は組合が指定する場所において納付しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。
- 6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。  
（遊漁承認証の交付等）
- 第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。
- 2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。
- 3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。  
（遊漁に際して守るべき事項）
- 第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。  
（漁場監視員）
- 第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。
- 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯するものとする。  
（違反者に対する措置）
- 第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。
- 附 則  
（施行期日）
- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。
- 16 四万十川漁業協同組合連合会 内共第516号 第五種共同漁業権遊漁規則
- (1) 漁業権者の名称及び住所  
四万十川漁業協同組合連合会 四万十市不破申田山1778番地2
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第516号
- (3) 遊漁規則の施行の日  
平成25年9月1日
- (4) 遊漁規則の全文  
（目的）
- 第1条 この規則は、四万十川漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第516号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該

漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。第5条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

- 第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、は具、ひご釣り、はえ縄、石ぐる、もじ、柴づけ、金突、えさ釣り又はかご漁によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を連合会に納付しなければならない。
- 2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を連合会に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい	すくい網 と網 なげ網 大正網
うなぎ	すくい網
あまご	すくい網 なげ網

- 3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を連合会に納付しなければならない。  
（遊漁の制限）
- 第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。  
（漁具漁法等の制限）
- 第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行ってはならない。

漁具漁法	規模等
もじ	15個以内とすること。
なげ網	浮子だけ25メートル未満のものとする。

- 2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕	第五種共同漁業権内共第516号に係	6月1日午前



	さお漁	る漁場の全区域	5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで
	すくい網と網 なげ網 大正網		6月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで
うなぎ	さお漁 は具 ひご釣り はえ縄 石ぐろ もじ 柴づけ 金突 すくい網		1月1日から12月31日まで
こい	徒手採捕 さお漁 金突 すくい網と網 なげ網 大正網		
あまご	徒手採捕 さお漁 すくい網 なげ網		3月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 柴づけ えさ釣り		8月1日から10月31日まで

	かご漁		
<p>(全長等の制限)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。</p>			
魚種	大きさ		
もくずがに	甲幅5センチメートル以下		
<p>(遊漁料の額及び納付の方法等)</p> <p>第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、四万十川漁業協同組合連合会事務所（四万十市不破申田山1778番地2）、各漁業協同組合事務所又は連合会が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で連合会が別に定める額を加算して得た額とする。</p>			
魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ あまご	徒手採捕 さお漁	4,000円	6,000円
うなぎ	さお漁 は具 ひご釣り はえ縄 石ぐろ もじ 柴づけ 金突		
こい	徒手採捕 さお漁 金突		
もくずがに	徒手採捕 柴づけ えさ釣り かご漁		
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			
遊漁者		1年遊漁料	

中学生以下の者	無料
肢体不自由者	2,000円
70歳以上の者	3,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1年）
あゆ こい	すくい網 と網 なげ網 大正網	5,000円	8,000円
うなぎ	すくい網		
あまご	すくい網 なげ網		

4 前項に規定する特別遊漁料は、四万十川漁業協同組合連合会事務所（四万十市不破申田山1778番地2）、各漁業協同組合事務所又は連合会が指定する場所において納付しなければならない。

5 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、4月1日から翌年の3月31日までとする。  
（遊漁承認証の交付等）

第7条 連合会は、第2条第1項又は第3項の規定により遊漁料又は特別遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 連合会は、第2条第1項又は第2項に規定する漁具漁法による遊漁について、各漁業協同組合に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

6 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から連合会の事業の運営に不適切な資質を有すると認められた者は、遊漁者としての権利を有しないものとする。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯するものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 連合会は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

17 松田川漁業協同組合 内共第517号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1） 漁業権者の名称及び住所

松田川漁業協同組合 宿毛市橋上町橋上ヲカハタケ1038番地1

（2） 漁業権の免許番号

内共第517号

（3） 遊漁規則の施行の日

平成25年9月1日

（4） 遊漁規則の全文

（目的）

第1条 この規則は、松田川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第517号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。第5条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、すくい網、はし、ひご釣り、はえ縄又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい	と網 なげ網
うなぎ	石ぐる うなぎうえ

3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（遊漁の制限）

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

（漁具漁法等の制限）

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行って行ならない。

漁具漁法	規模等
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので5個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。
と網	円周38メートル以下のものとする。
なげ網	全長25メートル以下、高さ0.7メートル以下のものとする。

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内で行って行ならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁	第五種共同漁業権内共第517号に係る漁場の全区域	6月1日から 10月15日まで
	すくい網 と網 なげ網	松田川の笹平キャンプ場前に設置されている表示板から出井橋までの区域を除く第五種共同漁業権内共第517号に係る漁場の区域	7月1日から 10月15日まで
		松田川の笹平キャンプ場前に設置されている表示板から出井橋までの区域	8月1日から 10月15日まで
うなぎ	さお漁 すくい網 は具 ひご釣り はえ縄 石ぐる うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第517号に係る漁場の全区域	1月1日から 12月31日まで
こい	さお漁 すくい網 と網 なげ網		

あまご	さお漁	3月1日から 9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 かご漁	8月1日から 11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行って行ならない。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	松田川の水管橋上流端から可動せき上流端の下流300メートルに設置されている漁場標識までの区域	9月1日から 10月15日まで 及び12月1日 から同月31日 まで

（全長等の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、松田川漁業協同組合事務所（宿毛市橋上町橋上1038番地1）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に500円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、あまご又はもくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料

あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網	2,000円	7,000円
うなぎ	さお漁 すくい網 は具 ひご釣り はえ縄		
こい	さお漁 すくい網		
あまご	さお漁	1,000円	2,000円
もくずがに	徒手採捕 かご漁	設定なし	5,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	遊漁料
中学生以下の者	無料

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1年）
あゆ こい	と網 なげ網	3,000円	8,000円
うなぎ	石ぐろ うなぎうえ		

4 前項に規定する特別遊漁料は、松田川漁業協同組合事務所（宿毛市橋上町橋上ヲカハタケ1038番地1）において納付しなければならない。

5 第1項又は第3項に規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

6 遊漁者は、第1項又は第2項に規定する遊漁料のほか、かに籠1個につき200円の許可証代を別に納付しなければならない。

（遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条第1項又は第3項の規定により遊漁料又は特別遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 4 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。  
（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。  
（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子を着用するものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。